



認知症 ガイドブック

～認知症と上手に付き合うために～
(各務原市認知症ケアパス)

令和7年4月改訂版

発行年月 令和7年4月
発行者 各務原市健康福祉部高齢介護課
協力機関 一般社団法人各務原市医師会
一般社団法人各務原市歯科医師会
各務原市薬剤師会
各務原市介護保険サービス事業者協議会
問合先 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69
TEL:058-383-1779
FAX:058-383-6365

※本冊子は、「認知症総合支援事業」により作成しました。



各務原市

● は じ め に ●

認知症はどなたにも起こる可能性があります。しかし、いざ自分や家族に認知症の症状が現れたとき、どこに相談したらよいかわからないという方が多いのではないのでしょうか。本冊子（ケアパス）は、皆さんができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症の進行に応じて、相談先や支える手段などをまとめたものです。認知症の理解やサービスの利用等に本冊子をご活用いただければ幸いです。

令和 7 年 4 月
各務原市健康福祉部高齢介護課

● も く じ ●

認知症とは？	2
認知症の症状・認知症の方の思い	4
認知症の方への接し方	5
認知症による行方不明への「備え」と「対応」	6
認知症の進行別のケアの流れ	7
利用できる制度やサービス	9
(1)相談する (2)受診する・療養する	
(3)通う場所、生活支援	
(4)住まいを整える・入所する (5)権利を守る	
(6)地域で見守る	
認知症初期集中支援チーム	16
認知症者外出支援事業	17
介護保険サービスを上手に利用しましょう	19
若年性認知症支援	20
もの忘れよろず相談医	21
大切なお口のケア	22

①認知症はどんな病気？

認知症とは様々な原因で脳細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりするために起こる脳の病気です。もの忘れがひどくなったり、できていたことができなくなったりして、今までの生活が送れなくなることを指します。

②主な 4 つの認知症の特徴

認知症には主に、4 大認知症とされる①アルツハイマー型認知症、②レビー小体型認知症、③脳血管性認知症、④前頭側頭型認知症があります。それぞれの特徴や主な症状を簡単に説明します。

①アルツハイマー型認知症

もの忘れや、同じ話や質問を繰り返す、道に迷うといった症状が代表的です。頭のCTやMRIで記憶に関わる部分などに脳の萎縮を認めます。認知症の原因で最も多い病気であり、認知症の約半分を占めます。進行を遅らせる薬があり、早期からの対応が重要です。

③脳血管性認知症

脳卒中（脳梗塞、脳出血など脳血管のトラブル）により、障害を受けた部位の脳神経細胞の働きが悪くなることで起きる認知症です。障害された部位によって、感情の制御ができなくなる、抑うつや自発性の低下、ろれつが回らない、めまいや歩行障害、尿失禁など様々な症状をきたします。

②レビー小体型認知症

初期の頃に抑うつや幻視、妄想といった精神症状や睡眠障害（大きな声の寝言や夢遊病のような症状）が現れることがあります。また、歩きにくい、動きが遅い、手が震えるなどの運動障害（パーキンソン症状）を伴うことがあります。もの忘れの症状も見られるため、アルツハイマー型認知症と間違われることがあります。精神症状、運動障害に有効な薬があり、早期からの対応が重要です。

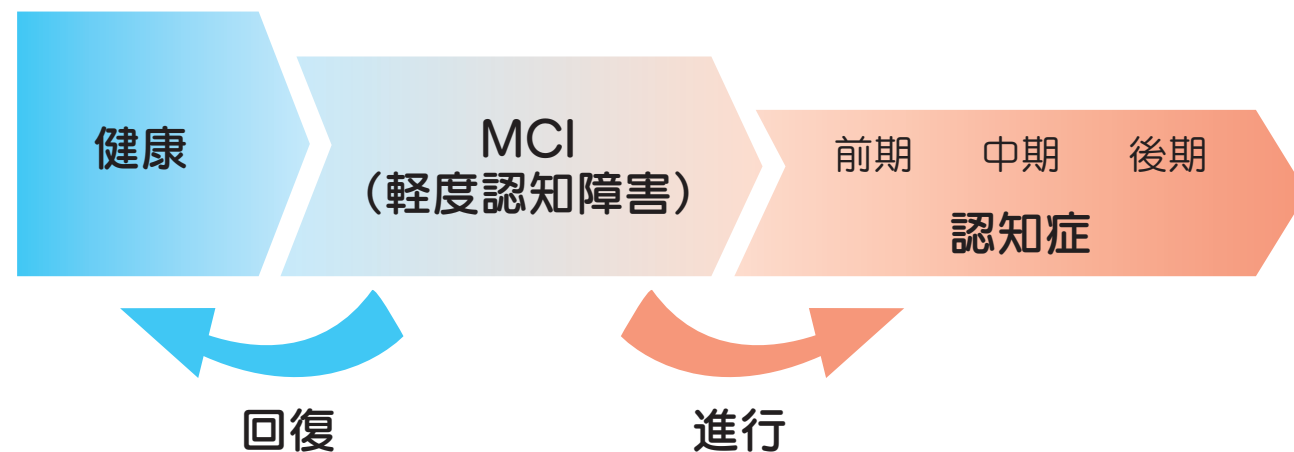
④前頭側頭型認知症

頭のCTやMRIで脳の前頭部や側頭部の萎縮が目立ちます。初期の症状は自分勝手になるなどの性格変化や、抑制が外れることによる万引き、同じ行動を繰り返す、言葉が出づらくなるなどがあげられます。65歳未満の若年性認知症の原因として注目されています。

③MCI（軽度認知障害）とは

以前と比べて記憶や判断などを行う脳の機能（認知機能）がいくらか低下しているものの、日常生活に支障が生じるほどの大幅な低下ではない、認知症の一手手前の状態が存在します。この状態を軽度認知障害（MCI：Mild Cognitive Impairment）といいます。

認知症はある日突然発症するものではなく、前触れとして軽度認知障害が現れることが多いです。



■症状

人それぞれ症状は異なりますが、もの忘れが増えたことに本人や家族が気づくという場合が一番多いです。「何度も同じことを尋ねる」「物の名前が出にくくなった」などがあれば注意が必要です。

■早めに相談することが大切です

症状が軽いからこそ、家族や自分自身でさえも見過ぎてしまうことがあります。MCIのうちに発見して対処することで、認知症の発症を遅らせられたり、改善できたりする可能性があります。

少しでも不安があれば、なるべく早めに医療機関に受診しましょう。



認知症の症状を理解しよう

認知症の症状はさまざまありますが、脳の神経の障害により多くの人に共通して起こりやすい中核症状と、本人の性格や環境、人間関係などの要因が加わって起こる行動・心理症状（BPSD）があります。

行動・心理症状（BPSD）は人それぞれ異なりますが、その背景には、必ず何かの意味があります。本人からのメッセージに耳を傾け、その理由を考えて本人に向かい合ったり、環境を整えたりすることが大切です。

中核症状

記憶障害

- ・新しいことを覚えられない
- ・知っているはずの記憶を思い出せない

見当識障害

- ・時間や月日、場所、人がわからなくなる

実行機能の障害

- ・自分で計画が上手く立てられない
- ・手順を追って実行するのが難しい

理解・判断力の障害

- ・2つ以上の情報が重なると理解できない

歩きまわる

- ・道に迷って家に帰れない

抑うつ

- ・気持ちが落ち込む
- ・やる気が出ない

攻撃的な言動 不安・焦り

介護抵抗

- ・入浴や着替えをいやがる

妄想

- ・現実にないことを思い込む
- ・もの盗られ妄想

行動・心理症状（BPSD）

認知症の方の思い

認知症になって、自分が変わってしまうことへの恐れや、今までのように過ごせなくなってしまうのではないかと不安を抱える方が多くいます。また、うまくできないことに苦しさや恥ずかしさを感じたり、家族などほかの人に迷惑をかけてしまわないかと考えたりすることもあります。

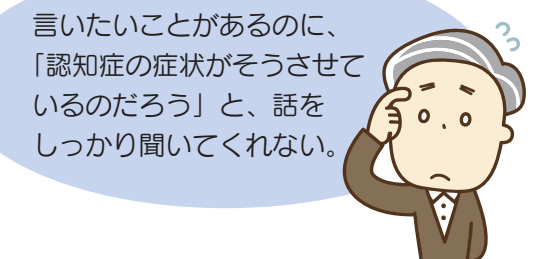
そして、周囲からこれまでとは違った目で見られ、できないことに注目されることは、認知症の人にとって大変つらいことです。

■認知症の人が、されたいやな思いをすることは…（例）



失敗したこと、できなかったことをいつも責められる。

何もしないうちから、「どうせなにもできない」という態度をとられる。



言いたいことがあるのに、「認知症の症状がそうさせているのだろう」と、話をしっかり聞いてくれない。

認知症で本人の価値観や考え方を大切に、その方は何を望んで何を訴えているのか、気持ちに寄り添うことが大切です

認知症の方への接し方

①尊厳を守りましょう

認知症の方は認知機能が低下しているものの、その人らしさや感情がなくなっているわけではありません。頭ごなしに否定したり怒ったりすると、自尊心を傷つけてしまい、マイナスな感情を引きずってしまう可能性があります。本人の気持ちを理解しようと努め、気持ちに寄り添ってみましょう。

また、すべてのことを援助するのではなく、できそうなことは自ら取り組んでもらうと、役割があるという意識が生まれ、いきいきと暮らしていくことができます。



②やさしく問いかけてみましょう

周囲にとって問題に感じるような発言や行動も、本人にとっては何か理由があります。本人に「どうしたのですか？」と声をかけることで、その理由が理解できたり、推測したりすることができることもあります。その際は、驚かせないように相手の視野に入ったところで声をかけ、笑顔で接するよう心がけましょう。



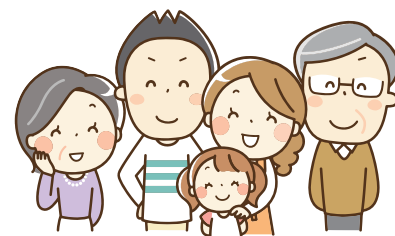
③急がせないようにしましょう

認知症になってもゆっくりであればできることも多いので、本人の様子をよく見て、焦らせたり急がせたりしないようにしましょう。また、認知症の方に複雑な話をすると、混乱してしまうこともあるので、伝えたいことは短い言葉で簡潔に伝えましょう。



④ひとりで頑張らず、周囲の助けを借りましょう

認知症ケアはひとりではできません。介護者の方が、「何かなんでも私が頑張る」という気持ちでは、逆に本人や家族、そして自分自身を追い込んでしまう可能性があります。自分のためにも、そして認知症になった方のためにも、苦しくなったときは相談窓口や制度を上手に活用しましょう。



認知症による行方不明への「備え」と「対応」

●事前に準備できること

認知症の進行により行方不明が心配になった際には、身元の確認ができたり、ご本人を探す際に助けとなるものをあらかじめ準備しておくとい良いでしょう。

①連絡先がわかるものをご本人に身につけてもらう

・衣服、靴、カバン、杖など身につけるものや持ち物に名前・電話番号を書いておきましょう
※ご本人のプライドを傷つけたり、悪用されないように外から目立たないところに書くとい良いでしょう



②写真や情報を準備しておく

・顔写真、全身写真があると、ご本人を捜索する際に役に立ちます
・なるべく直近に撮影した普段の姿の写真がよいでしょう



③捜索時に見つけやすい身支度をしてもらう

・明るい色の衣服にする、着ている衣服を把握しておくとい良いでしょう
・夜間の外出時に備えて靴のかかとやカバン、杖などに反射材を貼っておくと交通事故を防ぐことにもつながります



④便利な機器を活用する

・移動や通過を感知し知らせるセンサー機器
・玄関の出入口に鈴やベルなど音がする物を付ける
・携帯電話やスマートフォンのGPS機能
・ご本人の位置を特定できる小型発信機



●ご家族の心構え



・ご本人が立ち寄る場所や、行動パターンなどを知っておきましょう
・ご家族だけで抱え込まず、いざという時に頼りになる方（ケアマネジャー、民生委員等）を見つけ連絡先を分かりやすい所に書いておきましょう
・ご近所の人やよく利用するお店などにあらかじめ事情を説明しておきましょう
※行方不明になる可能性があることをご近所や周りの方にお伝えすることは抵抗があるかもしれませんが、あらかじめ説明しておくことで、普段から気にかけてくれたり、ご本人が一人で外出しているところを見かけたときに連絡がもらえたりと、見守りに協力いただけることにつながります。

●もしも、行方不明になったら

「迷惑をかけるから」、「自分たちで捜せば大丈夫」と思わずに、警察に相談することが重要です。

○まずは落ち着いて心当たりを捜しましょう

捜すときのポイントとして、①協力できる人と役割分担（捜す人、連絡する人）する
②近所の人や馴染みの場所、よく行く所を捜してみる



○心当たりを捜しても見つからない場合は、すぐに警察署（110番）へ相談しましょう

相談が早ければ早いほど、発見できる可能性が高まります。また、警察がすでにご本人を保護していることもあります。

認知症の進行別のケアの流れ

認知症の進行		気づき	軽度
本人の様子 (見られる症状の例)		・「あれ」「それ」などの表現を多用する。 ・何かヒントがあれば思い出す。 ・物忘れは多いが自立した生活をおくることができる。	・新しいことを覚えるのが苦手になる。 ・判断をする行動が難しくなる。 ・金銭管理にミスが見られる。 ・食事をしたことを忘れる。
本人やまわりの人が やっておきたいこと 決めておきたいこと		■今までやってきたことをできるだけ続けましょう。 ・地域の活動 ・サークル ・ボランティア ■散歩を含めた「運動」をするように心がけましょう。 ■まわりの人に相談してみましょう。	
家族の思いや 心構え		■悩みを打ち明けられず1人で悩んでしまいがち →抱え込まずに相談することが大切です。	
まずは相談から はじめましょう			
認知症の 進行状況 による支援 体制	(1)相談する (P.9～)	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所(ケアマネジャー) 成年後見支援センター 認知症の人と家族の会	
	(2)受診する 療養する (P.10～)	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局(在宅支援薬局) 病院・診療所(もの忘れよろず相談医) 病院・診療所(もの忘れ外来) 認知症疾患医療センター 病院(介護医療院・	
	(3)通う場所 生活支援 (P.12～)	介護予防事業 集う場所(認知症カフェ、認知症の人と家族の一体的支援事業など) 介護サービス(在宅支援、	
	(4)住まいを整える 入所する (P.13～)	住宅改修/福祉用具の貸与や購入(※介護認定が必要) 介護サービス(施設入所支援) その他高齢者施設	
	(5)権利を守る (P.14～)	日常生活自立支援事業/成年後見制度	
	(6)地域で見守る (P.15～)	民生委員・児童委員 認知症サポーター 近隣ケアグループ	

認知症は少しずつ進行し、症状が変化していきます。
家族の方や周囲が認知症を理解し、進行に合わせて上手に対応していくことが大切です。

[illegible]

利用できる制度やサービス

各サービスがどの進行度に対応しているかを、P.7「認知症の進行別のケアの流れ」に沿った5段階に分けて示しています。

(1) 相談する

①地域包括支援センター

市内7か所に地域包括支援センターがあります。認知症や介護についての疑問や質問があれば、お住まいの小学校区があるセンターをご利用ください。

小学校区	名 称	所在地・電話
那加第一、尾崎 蘇原第一	地域包括支援センター 飛鳥美谷苑	那加西市場町7丁目285-1 ☎058-371-3081
那加第二、那加第三 蘇原第二	地域包括支援センター 社会福祉協議会	那加桜町2丁目163 ☎058-383-7624
稲羽西 稲羽東	地域包括支援センター つつじ苑	大佐野町2丁目58 ☎058-371-2226
川島	地域包括支援センター リバーサイド川島園	川島河田町1348 ☎0586-89-2979
鵜沼第一、鵜沼第三 緑苑	地域包括支援センター ジョイフル各務原	鵜沼小伊木町3丁目170-1 ☎058-379-2521
各務、八木山 中央1※(注)	地域包括支援センター カーサ・レスパート	各務おがせ町9丁目282 ☎058-381-3800
陵南、鵜沼第二 中央2※(注)	地域包括支援センター フェニックス・かかみ野	鵜沼各務原町6丁目50 ☎058-384-8844

※中央1 自治会 船山町西、坂井、東島町、各務西組第1
中央2 自治会 川崎北、川崎南、三ツ池西第1、三ツ池西第2、三ツ池西第3、三ツ池西第4、
三柿野東、東栄町南、東栄町、中央町、山の前(1丁目のみ)

②認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、行政・医療機関・介護事業所などの関係機関をつなぎ、皆さまの日常生活を支援する専門職です。
各務原市では、地域包括支援センターに配置しています。

③居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

介護保険法において要支援・要介護認定を受けた方からの相談を受け、介護サービス計画書（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業所との連絡、調整をとりまとめる事業者です。

④成年後見支援センター

認知症等により判断基準が十分でない方に対し、成年後見制度の相談や利用支援等を行います。

問い合わせ先

【各務原市成年後見支援センター】
各務原市那加桜町2-163 総合福祉会館内 ☎058-322-5118

⑤認知症の人と家族の会

認知症の方を介護する家族が集まり、各地で介護の方法についての相談、役立つ知識や経験の共有、情報交換や勉強会を行っています。また、身近に相談相手がいなくても、悩み相談やアドバイスを受けることができます。

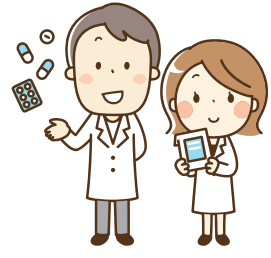
問い合わせ先

【公益社団法人 認知症の人と家族の会 岐阜県支部】
岐阜市長良雄総字法喜54 ☎058-214-8690

(2) 受診する・療養する

①かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局

かかりつけ医・歯科医は、普段、体調が悪くなった際にまず診てもらうおなじみのお医者さんのことです。普段の自分を知ってもらえているため、異変に気付く可能性が高く、相談しやすくなります。また、薬剤師による在宅患者訪問薬剤管理指導を利用すれば、通院が困難な方でも適切に薬を使用することができます。



②もの忘れよろず相談医

各務原市医師会が「認知症についての相談体制が整っている」と認定した医療機関です。認知症の早期発見・早期治療のため、地域において診療時間内に患者さんやご家族の相談に応じる窓口となります。(P.21 参照)

③もの忘れ外来

認知症の早期発見を行うため、画像診断（MRI）等の検査を行い、歳相応によるものか、認知症によるものなのかを診断します。

④認知症疾患医療センター

認知症に関する鑑別診断（病気を診断する際、その症状や検査の結果から、可能性のある複数の病気を比較しながら、合理的に特定する診断のこと）、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門相談を受けることができます。

問い合わせ先

【公益社団法人 岐阜病院】	岐阜市日野東 3-13-6	☎058-247-2118
【医療法人香風会 黒野病院】	岐阜市洞 1020	☎058-234-7038
【岐阜市民病院】	岐阜市鹿島町 7-1	☎058-251-5871

⑤介護医療院

中等度から終末期の要介護者を受け入れて、充実した医学的管理下でのケアと様々な機能回復訓練を行います。

問い合わせ先

【医療法人社団誠道会 各務原リハビリテーション病院】	各務原市鵜沼山崎町 6-8-2	☎058-384-8485
【医療法人秀幸会 横山病院】	各務原市那加元町 8	☎058-382-0119



⑥精神科病床

精神疾患のある方が入院できる施設ですが、近年認知症の方も多く利用されています。

問い合わせ先

【医療法人杏野会 各務原病院】	各務原市東山 1-60	☎058-389-2228
【公益社団法人 岐阜病院】	岐阜市日野東 3-13-6	☎058-245-8171
【医療法人香風会 黒野病院】	岐阜市洞 1020	☎058-239-0611

⑦認知症治療病床

認知症のため専門的な治療が必要な方を受け入れ、医学的管理下でケアします。

問い合わせ先

【公益社団法人 岐阜病院】	岐阜市日野東 3-13-6	☎058-245-8171
【医療法人香風会 黒野病院】	岐阜市洞 1020	☎058-239-0611

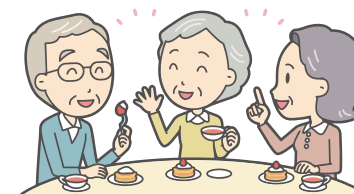
(3) 通う場所・生活支援

①介護予防事業

65歳以上の方を対象に、介護が必要な状態になることを予防するとともに、介護が必要となっても状態の悪化をできる限り防ぐことを目的とした教室や講座を行っています。
各教室の申込等については、市広報紙等でお知らせしています。

②認知症カフェ

認知症の方やその家族、認知症に関心のある方や医療・福祉の専門職など、誰でも気軽に参加できる場所のことです。認知症に理解のあるスタッフがいますので、日頃の悩みや介護の相談等を行うことができます。



市高齢介護課または地域包括支援センターにお問い合わせください。

③認知症の人と家族の一体的支援プログラム

認知症のご本人やそのご家族が集い、日々の生活で感じていることを話し合い、一緒に活動を楽しむことで、お互いの思いのずれや葛藤の解消を図ります。

自らの体験や希望を語り合い、自分たちのこれからの『やってみたい』を見つけ、実現することを目指す場です。

市高齢介護課または地域包括支援センターにお問い合わせください。

④通いを中心としたサービス（介護保険）

■通所介護（デイサービス）

デイサービスで食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで受けられるサービスです。

※要支援の方は、介護予防・生活支援サービス事業での利用となります。

■通所リハビリテーション（デイケア）

介護保険老人施設や病院・診療所で機能訓練などを日帰りで受けられるサービスです。

■認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられるサービスです。

■小規模多機能型居宅介護支援

小規模な住宅型の施設への「通い」を中心に、自宅へ来てもらう「訪問」（介護）、施設に「泊まる」サービスを受けられます。

■看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、小規模な住宅型の施設への「通い」、自宅へ来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスを受けられます。

⑤訪問してもらうサービス（介護保険）

■訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）を受けられるサービスです。

■訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理等を行います。

■訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けられるサービスです。



⑥短期間施設に泊まるサービス（介護保険）

■短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

■短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

医療系の施設や介護老人保健施設に短い期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

(4) 住まいを整える・入所する

①住宅改修／福祉用具の貸与や購入

要介護・要支援認定を受けた方ができる限り自宅で安心して自立した生活を続けられるよう、手すりの取付けや段差の解消など、身体状況に配慮した住宅の改修にかかる費用の一部を支給します。（支給金額に上限があります。）

心身の機能が低下し、日常の生活を送るのに支障がある場合に、自宅で過ごすための福祉用具を借りることができます。直接肌に触れて使用する用具（入浴用の用具等）など、貸与になじまないものについては購入できます。（支給金額に上限があります。）

②サービス付き高齢者向け住宅 有料老人ホーム ケアハウス

高齢者の居住の安定の確保を目的として、バリアフリー構造等を有し、医療や介護と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅です。

有料老人ホームとは、高齢者に、入浴や排泄の介助、食事の提供など、日常生活において必要な支援を行う施設のことで、

ケアハウスとは、全室が個室、施設内はバリアフリーの施設で、基本的には食事を提供することを主なサービスとしています。

③認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が必要な介助を受けながら共同生活する所です。認知症のため日常生活に支障が見られるようになった方でも、家庭にいたるような環境の中で、近隣の住民とも関わり合いながら、精神的に安定した生活を送ることができます。

④介護老人保健施設

介護を必要とする高齢者の自立を支援し、在宅復帰から在宅療養支援のための地域拠点となり、医学的管理の下、看護・介護といったケアはもとより、専門職によるリハビリテーションや栄養管理・食事・入浴などの日常生活サービスまで併せて提供する施設です。

⑤特別養護老人ホーム

日常生活において常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な方が入所します。要介護1・2でも、特別な事情があると認められた場合は、特例入所できる場合があります。

(5) 権利を守る

①日常生活自立支援事業

自分ひとりでは判断が困難な方が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する手続の援助や利用料の支払い等を行うサービスです。

問い合わせ先

【社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会】
各務原市那加桜町 2-163 総合福祉会館内 ☎058-383-7610



②成年後見制度

認知症等により判断能力が十分でない方が、財産の管理・身上監護等本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人の権利を守る制度です。

問い合わせ先

【各務原市成年後見支援センター】
各務原市那加桜町 2-163 総合福祉会館内 ☎058-322-5118

【社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 生活相談センターさぽーと】
各務原市那加桜町 2-163 福祉総合会館内 ☎058-383-7610 ☎0120-198-365

【公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート岐阜県支部】
岐阜市金竜町 5-10-1 岐阜県司法書士会館内 ☎058-259-7118

【一般社団法人 岐阜県社会福祉士会 権利擁護センターばあとなあ岐阜】
岐阜市下奈良 2-2-1 ☎058-277-7216



(6) 地域で見守る

①民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の皆さんの相談に応じ、地域福祉活動の推進役として幅広い活動をしています。

②認知症サポーター

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る「応援者」のことです。「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができます。講座の開催は、市広報紙等でお知らせします。

③近隣ケアグループ

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯など、さまざまな不安や不自由を持ちながら生活している方が、地域で安心して暮らしていけるよう、誰でも無理なくできる「見守り・声かけ活動」などを行う、地域の方たちによるボランティアグループです。

認知症初期集中支援チーム

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためにサポートします。

認知症初期集中支援チーム

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の下、複数の専門職がチームとなって、認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、適切な支援機関に結びつけるなどの支援を行います。

各務原市では、各務原病院に当事業の委託を行っております。

<対象>

原則として、40歳以上の在宅生活をしている方で、認知症状などで介護や対応にお困りの場合、「認知症初期集中支援チーム」がご家庭へお伺いしてサポートします。

介護サービスを利用したいが、なかなかうまくつながらない

認知症による症状が強く、介護や対応に困っている

認知症疾患の診断を受けたいが、うまく受診につながらない



<内容>

支援チームがご家庭を訪問し、専門的医療機関への受診や介護保険サービスの利用等の助言を行います。支援はおおむね6か月を目安に行います。



<相談・申込>

認知症に関する相談及び認知症初期集中支援チームへの申し込みは、地域包括支援センターで受け付けております。

地域包括支援センター P9

担当医からひとこと

気になることがあれば、悩むよりまず、お気軽にご相談ください。



認知症者外出支援事業

市では、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、外出先で行方不明になった場合の早期発見、保護及び引渡しにつなげるとともに、介護者の精神的負担を軽減するため、認知症者外出支援事業として2つの事業を行っています。

①見守りシール配布事業

認知症の方が行方不明になった場合の発見や保護、引渡しを早期に行うため、二次元バーコード（QRコード）が印刷された見守りシールを無料で配布します。このシールをご本人の衣服や持ち物などに貼り付けておき、行方不明となった場合に、QRコードを発見者がスマートフォンなどで読み取ることによって、ご家族等に発見場所を知らせることができます。

■配布物

見守りシール 40枚セット

衣服にアイロンで貼付けることができる耐洗ラベル 30枚

杖などの持ち物に貼付けることができる蓄光シール 10枚



見守りシール見本

■対象者

- ・市内に住所があり、在宅で生活している方
- ・認知症の症状等により、行方不明になるおそれのある方



★見守りシールを貼っている方を見かけたら

見守りシールを貼り付けた方が困っている場合には、やさしく声をかけて、スマートフォンなどでQRコードを読み取ってください。

スマートフォンをお持ちでない場合は、各務原市高齢介護課（☎058-383-1779）までご連絡下さい。

②個人賠償責任保険加入事業

認知症の方が日常生活における偶然の事故によって、他人に怪我を負わせたり、他人の物を壊したりすること等により、法律上の損害賠償責任を負った場合、または、認知症の方が電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することとなった場合に備え、認知症の方を被保険者とする損害賠償責任保険に市が契約者として加入します。

■補償金額

上限1億円

■対象者

見守りシール配布事業利用者のうち、いずれかに該当する方

- ・認知症の診断を受けている方
- ・介護認定調査票または医師の意見書にて「認知症の程度」Ⅱa以上の方

※内容の詳細については、市で確認しますのでご相談ください。



●認知症者外出支援事業 共通事項

どちらの事業についても、利用者負担はありません。

※ただし、見守りシールの追加配布をご希望される場合は有料となります。

●認知症者外出支援事業申込方法

■申込方法

必要書類を市高齢介護課または最寄りの地域包括支援センターに提出

■提出するもの

- ・申請書
- ・見守りシール登録シート



※申請書は市高齢介護課及び地域包括支援センターでお渡しするほか、市ウェブサイトからダウンロードが可能です。

市ウェブサイトページ



【問合せ先】

各務原市高齢介護課 058-383-1779（直通）

介護保険サービスを上手に利用しましょう

●介護保険サービス利用までの流れ

①要介護認定の申請

「介護保険証」を持って、市役所にお越しください。お住まいの地域の地域包括支援センターでも、介護サービスの利用相談や介護認定申請の代行が可能です。（40～64 歳の方が申請を行う場合は、健康保険証が必要です。）

②認定調査の実施・主治医意見書

調査員が自宅を訪問し、心身の状態を確認するための調査を行います。主治医意見書は市が「かかりつけ医」へ依頼します。

③審査判定

調査結果等は一次判定としてコンピュータで公平に判定され、その結果をもとに、審査会の場で要介護度の二次判定がされます。

④認定結果の通知

申請から 30 日前後に、申請者へ結果を通知します。（要支援・要介護度のほか、非該当の場合もあります。）

⑤介護サービス計画書の作成

認定を受け、介護サービスを希望する場合は、介護サービス計画書（ケアプラン）を作成します。「要支援 1・2」のケアプランは地域包括支援センターへ、「要介護 1」以上のケアプランは介護支援専門員（ケアマネジャー）のいる居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）へ依頼します。

⑥介護サービス利用の開始

介護サービス計画書（ケアプラン）にもとづいてサービスを利用します。

運転に不安を感じたらまずは相談

加齢に伴い、視野障害や筋力の衰えなど身体機能が低下すると、運転操作のミスへとつながります。これにより、重大な交通事故を引き起こす可能性が高まります。



高齢ドライバーや家族のみなさん
高齢や病気等で運転を続けること
に不安を感じたらお電話ください。

安全運転相談ダイヤル

8 0 8 0
シャープ ハ レ バ レ

※この番号にダイヤルされると、発信場所を管轄する都道府県警察の安全運転相談窓口につながります。
※受付時間：平日 8：30～17：15 ※通話料は利用者負担となります。

若年性認知症支援

●若年性認知症とは？

若年性認知症とは、65 歳未満で発症した認知症のことをいいます。

働き盛りの世代の認知症の発症は、経済的な問題、身体的・精神的な負担等、ご本人だけでなく、家族の生活に与える影響が大きくなります。

●若年性認知症支援コーディネーターとは？

若年性認知症の方のニーズに合った関係機関やサービス担当者との調整役であり、本人や家族の支援をワンストップで行います。

電話等による相談窓口

適切な専門医療機関への
案内と継続的な支援

就労の継続に関する支援

利用できる制度・
サービスの情報

本人・家族が交流できる
居場所づくり支援

ご相談ください！



●岐阜県若年性認知症支援センター

総合的な相談窓口として専門の研修を受けたコーディネーター 1 名を配置及びコールセンターを設置し、若年性認知症の方やその家族からの相談に応じ適切な支援につなげます。

若年性認知症に関して、広く県民に理解を得るための広報活動を行います。

若年性認知症の方やその家族の抱える問題を多面的に支援するため、他機関と連携するためのネットワークを構築します。

相談時間：平日（祝祭日を除く）9：00～15：00

電話番号：0584-78-7182

設置場所：大垣病院内（岐阜県大垣市中野町 1-307）

●若年性認知症コールセンター

専門教育を受けた相談員が対応します。

相談時間：月～土（祝日・年末年始を除く）10：00～15：00

ただし水曜日 10：00～19：00

電話番号：0800-100-2707（フリーコール・無料）



もの忘れが気になり始めたら……
一人で悩まずに相談しましょう



もの忘れよろず相談医は、認知症の早期発見のため、各務原市医師会が認めた一定の研修を受けた医師です。
(注1) もの忘れ相談医の受診は健康保険適用です。
(注2) かかりつけ医がお決まりの場合はその先生にご相談ください。

地区	医療機関名	所在地・電話	地区	医療機関名	所在地・電話
那加地区	今尾医院	那加新加納町 ☎382-0048	鵜沼地区	宇治循環器内科クリニック	各務西町 ☎379-0270
	各務原にこファミリークリニック	那加土山町 ☎383-2555		かわさきクリニック	鵜沼川崎町 ☎371-8588
	佐々木クリニック	那加西市場町 ☎371-6663		各務原リハビリテーション病院	鵜沼山崎町 ☎384-8485
	つかはら医院	那加楠町 ☎382-3933		木村ファミリークリニック	鵜沼東町 ☎384-5311
	永井内科・消化器科	那加桜町 ☎382-0446		小林内科	鵜沼羽場町 ☎370-5577
	永田内科	那加西野町 ☎382-4839		たけうち内科	鵜沼各務原町 ☎384-3211
	なかハートクリニック	那加前野町 ☎325-8081		恒川医院	鵜沼南町 ☎384-0047
	ふせや内科小児科	那加日新町 ☎372-8007		のぎもりクリニック	鵜沼羽場町 ☎370-5105
蘇原地区	横山病院	那加元町 ☎382-0119	鵜沼地区	ひがしの森内科クリニック	鵜沼山崎町 ☎260-5115
	あさの内科	蘇原希望町 ☎322-9067		フェニックス在宅支援クリニック	鵜沼各務原町 ☎322-2100
	いちょう通り藤村クリニック	蘇原東栄町 ☎383-0388		フェニックス総合クリニック	鵜沼各務原町 ☎322-2000
	各務原第一外科	蘇原青雲町 ☎382-3399		古田医院	鵜沼各務原町 ☎370-0010
	各務原病院	蘇原東山 ☎389-2228		村井医院	緑苑中 ☎370-7838
	木田医院ファミリークリニック	蘇原希望町 ☎383-5010		やまもと内科	鵜沼三ツ池町 ☎370-5511
	酒井クリニック	蘇原柿沢町 ☎382-1002	稲羽地区	いまいクリニック	小佐野町 ☎383-8350
	そはら永田クリニック	蘇原外山町 ☎371-0365		かわだ整形外科	三井町 ☎383-0041
	なぎクリニック	蘇原申子町 ☎322-2390		小島ファミリークリニック	大野町 ☎382-3933
	林内科耳鼻咽喉科	蘇原新栄町 ☎371-5511		西野クリニック	三井町 ☎371-0500
川島地区	ひらの内科クリニック	蘇原瑞穂町 ☎383-0012	稲羽地区	二宮医院	三井町 ☎382-0107
	内田医院	川島松原町 ☎(0586) 89-2562		丹羽医院	前渡西町 ☎386-8622
川島地区	かわしまファミリークリニック	川島松倉町 ☎(0586) 89-7800			

令和6年5月現在

いつまでもおいしく食べるために大切なお口のケア

認知症の症状が軽度的时候には、歯科治療や口腔管理などが問題なくできていても、症状の進行により日常の口腔管理が十分にできなくなるとお口の中が著しく汚れ、誤嚥性肺炎の原因菌が増えます。

菌を含んだ汚れを誤嚥することによって誤嚥性肺炎が起きてしまいます。

アルツハイマー型認知症後期、脳血管性認知症においては初期から摂食・嚥下機能に障害が出る可能性があり、状態によっては窒息する危険もあります。

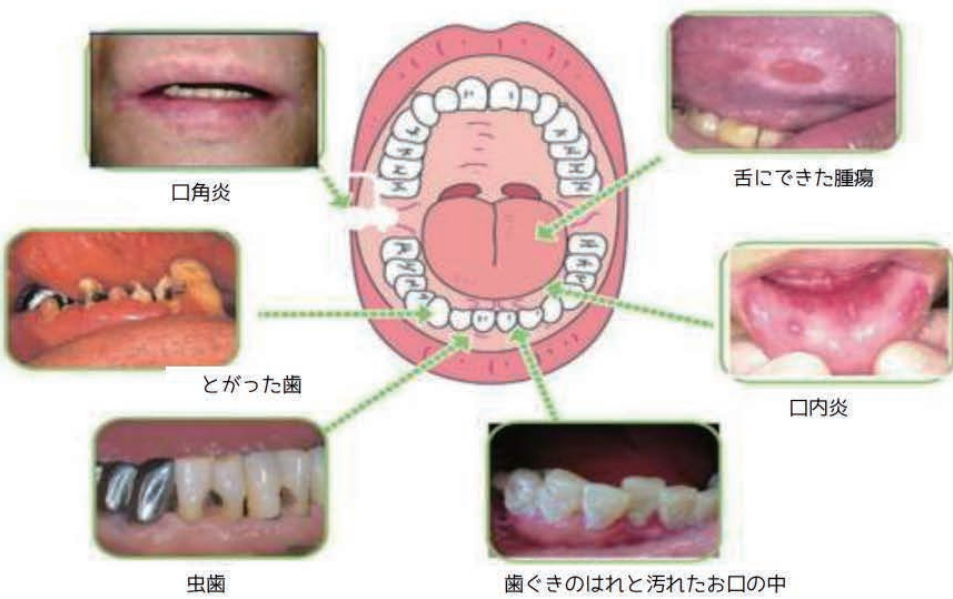
状態に応じた食事の対応、リハビリ、専門的な口腔ケアが必要です。

- 本人の訴えが不明確になる
- 口を開けない・拒否する
- 集中できない・暴れる
- 治療への理解、意思疎通の低下
- 入れ歯の装着を嫌がる

このようになる前に……

早期にかかりつけの歯科医療機関で、定期的にお口の健康チェックを受けましょう。
認知症が重症化してお口の状態が悪化した場合には、病院などでの処置が必要となることもあります。

●認知症高齢者に多いお口の様子



公益社団法人岐阜県歯科医師会 大切なお口のケアへ認知症とお口の管理へから

お困りの
かたは…

まず、お口の健康管理をしてもらう「かかりつけ歯科医」に相談しましょう。
認知症高齢者の歯科治療には、専門的な知識や技術が必要となることもあります。

問い合わせ先

一般社団法人 各務原市歯科医師会
各務原市在宅歯科医療・介護連携支援室「歯びねす」

TEL：058-371-3201
月～金曜日(祝日を除く)
午後1時～4時